

施設見直し計画（管理手法）の変更について

<No.558 神納体育館、No.560 北新保ゲートボール場、No.561 西神納体育館>

【変更前】

・・・現行まま直営 + アウトソーシングにより管理する。

【変更後】

・・・平成 23 年度から指定管理者制度（限定）を導入する。

【変更理由】

先に平成 23 年度から指定管理者制度を導入する予定としていた神林球場他 5 施設（No.536～541）と併せ、「NPO 法人 希楽々」にこれら 3 施設も限定で指定管理をお願いし、利用者の利便性の向上や市業務の簡素化を図るため。